

けいあいルンビニ五月が丘 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当室があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 智恩福祉会
所 在 地	茨木市白川2丁目13番25号
電 話 番 号	072-665-8615
代表者氏名	理事長 城谷 星

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	けいあいルンビニ五月が丘
施 設 の 所 在 地	吹田市五月が丘北13番1号
連 絡 先	電話番号 06-6875-0101 FAX 06-6875-0100
管 理 者	竹中 幸子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 6人 2歳児 10人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
事 業 所 番 号	

3 事業所の目的・運営方針

けいあいルンビニ五月が丘（以下「当室」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当室は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当室は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当室は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等に努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	453.17㎡
	園庭	0㎡ この他、亥子谷公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	125.21㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	
保育室	1室	
沐浴室	1室	
調乳室	1室	
調理設備	1室	
事務室	1室	
更衣室	1室	
便所（幼児）	1室	大2 小2
便所（職員）	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1	保育士兼務
保育士	4	

※ 当室では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	7:30～19:00内
保育士	勤務時間帯（7:30～16:30） （9:30～19:00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除き18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。土曜日は18時30分以降の延長保育はありません。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。土曜日は18時30分以降の延長保育はありません。）

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当室は、保育所保育指針（平成29年3月28日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育時間外

(3) 保育における基本的な考え方

◎仏の教えに基づいた「心」を育てる保育・・・「ありがとう」「ごめんなさい」が言える素直な子どもを育てる。

- ◎押しつけでなく、自分の力で気づく保育・・・子どもの自主性を育みながら、ゆっくり関わり「見守る保育」を心がける。
- ◎一人一人の成長を大切にした保育・・・園生活を楽しく充実したものにする為、子ども達それぞれの能力が充分発揮出来る保育プログラムを立てる。
- ◎よい保育は よりよい環境から・・・子どもと関わる保育士は、子どもが育つ重要な環境の一つ。保育士自身も、子どもと共に成長する事を願い園生活に取り組んでいる。

【保育方針】

- ◎無限の可能性を秘めている子ども達の心や体に大切な環境を整える
(人的・物的)
- ◎生まれながらの個性と才能を十分に伸ばせるように、温かな愛情と豊かな環境の中でじっくり育む
- ◎一人一人の子どもの家庭環境、発達過程を配慮して、乳幼児期にふさわしい生活の場を、豊かにつくりあげる保育を行う。
- ◎子どもが健康、安全で過ごせる環境を作り、子どもの心をしっかり受けとめ、様々な活動や、体験を通して、豊かな心、意欲、主体性が育つよう援助する。

【保育目標】

- ◎ありがとう・ごめんなさいの言える子ども
- ◎感謝の気持ちを持つ子ども
- ◎自分で考え表現する子ども
- ◎健康で、明るい子ども
- ◎心豊かな子ども
- ◎友達と仲良くあそべる子ども
- ◎良く考え最後まで頑張る子ども

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時30分頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

保育に係る行事等

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当室

にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、市町村が定める利用者負担額を当室にお支払頂きます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、入園要項に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

1 0 利用の開始に関する事項

当園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応ずるものとします。

1 1 利用の終了に関する事項

当室は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 連携施設

当室は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当室の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当室における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(2) 連携施設

ア 千里の丘けいあい保育園

運営主体	社会福祉法人 智恩福祉会
所在地	吹田市山田東4丁目7番31号
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・屋外遊技場の利用 ・代替保育の提供 ・卒園後の受け入れ ・給食の搬入
電話番号	06-6875-0011

イ 郡山敬愛幼稚園

運営主体	学校法人 清和学園
所在地	茨木市新郡山2丁目30番5号
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・屋外遊技場の利用 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	072-641-1100

ウ 彩都敬愛幼稚園

運営主体	学校法人 清和学園
所在地	茨木市彩都あさぎ5丁目7番4号
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・屋外遊技場の利用 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	072-640-1212

エ 山田敬愛幼稚園

運営主体	学校法人 敬愛学園
所在地	吹田市山田西2丁目5番3号
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・屋外遊技場の利用 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6875-1655

※ 当室の卒園7箇月前頃に、卒園後の利用希望を確認させていただきます。その際、連携施設となっている郡山敬愛幼稚園、彩都敬愛幼稚園、山田敬愛幼稚園への入園を希望される場合は、優先的に入園する事が可能です。

※ 当室の卒園後、保育園（当園の連携施設となっている千里けいあい保育園を含む）への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

1.3 嘱託医

当室は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人路傍の森
医院長名	市森 裕章
所在地	大阪府吹田市津雲台5-17-46
電話番号	06-6310-1234

(2) 歯科

医療機関の名称	栴井歯科医院
医 院 長 名	栴井 今日子
所 在 地	茨木市新郡山 2-2-31
電 話 番 号	0 7 2 - 6 4 3 - 3 2 2 2

1 4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当室では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 村田 悦子	
	・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0	
第三者委員	・電話番号	0 6 - 6 8 7 5 - 0 1 0 1
	F A X	0 6 - 6 8 7 5 - 0 1 0 0
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	末次一美	電話番号 0 9 0 - 3 6 2 0 - 2 9 0 9
阪口幸人	役職・肩書等	株式会社 代表取締役
	電話番号	0 9 0 - 8 5 2 2 - 1 9 6 1
	役職・肩書等	元小学校校長 保護司

※ 当室では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額 当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額（年額）	3 1 0 円（保護者負担・掛金は毎年見直し）

※詳しくは、別途配布する「独立法人日本スポーツ振興センター保険加入案内」を御確認ください。

1 8 当室におけるその他の留意事項

当法人は、仏の教えに基づいた「心」の保育を行っています。手を合わせてみ仏様にご挨拶をします。他宗教の方もご理解下さいますようお願い致します。

すべての始まりは、気持ちの良い挨拶からです。登降園の時には、玄関で、保育士や友達、保護者に挨拶をして入室（降園）します。保護者の皆様も子どもさんと一緒にご協力下さい。

1 9 退園について

当室は次の場合、保育の提供を終了しますので、退園届をご提出下さい。

- ・保護者の方の退職など、保育の要件に該当しなくなった場合
- ・保育要件が確認できる書類を提出して頂けない場合
- ・諸経費等を半年間以上滞納した場合
- ・当室の保育理念及び保育方針にご協力頂けなかったり、運営上著しく支障をきたすと判断された場合
- ・当室及び当室職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動を保護者がした場合
- ・その他、利用の継続について支障又は困難を生じさせた場合